

# 「エキサイトよこはま22」これまでの経緯と今後の取組みについて

H21年度

H22～23年度

H24年度・H25年度～

エキサイトよこはま22策定

まちづくり  
ビジョン

基盤整備  
基本方針

まちづくり  
ガイドライン

## 外的要因・時代背景

東日本大震災の発生【23年3月】

わが国の経済活動の沈滞

人口減少社会の到来

## 国際競争力強化に向けた国との協議

特定都市再生緊急整備地域の指定  
【24年1月】

環境未来都市(横浜市)の選定  
【23年12月】

京浜臨海部ライフイノベーション  
国際戦略特区の指定【23年12月】

## 地区内での検討

防災・環境・駐車場対策等の検討

エリアマネジメントの検討

センターゾーンにおける  
大規模開発の検討

## 基盤整備の推進のための取組み

インフラ基本計画の検討

都市再生安全確保計画の検討など、  
災害に強いまちづくりに向けた取組み

鶴屋橋の架け替え工事等

## 民間開発の促進のための取組み

まちづくりガイドラインの改定【25年3月】  
・まちづくりのルールの明確化  
・防災分野、環境分野の内容の見直し

特定都市再生緊急整備地域指定の具体化  
・協議会の設立【24年3月】  
・整備計画の策定【24年8月】

エキサイトよこはま22駐車場整備ルールの検討

西口・東口街区の総合的な開発計画の検討

## 官民連携まちづくりの取組み

エキサイトよこはまエリアマネジメント協議会  
の取組み【24年9月改称】

災害時の地域の対応ルール・マップの作成  
【24年10月】

今後の民間開発  
促進に向けた  
取組み例

- ・更なるインセンティブ、規制緩和等
- ・商業施設などの建替えリスク軽減策
- ・開発、建替え時の手続きの簡素化や迅速化
- ・基盤整備による事業活動の活性化促進
- ・災害安全性確保など事業活動のリスク回避
- ・環境対策など地区の付加価値向上やイメージアップ
- ・従業者や来街者の快適性、利便性の確保
- ・横浜都心部全体での事業活動支援、集客力アップ
- ・地区全体のPR、全国・世界への情報発信

# 横浜駅周辺地区・都市再生安全確保計画作成について

## 1. 都市再生安全確保計画作成の目的

### ◎横浜駅周辺地区の防災上の課題

○横浜駅周辺地区は、首都圏有数の交通ターミナル機能である横浜駅を有し、駅周辺には大型商業施設が立地しており、発災時には、**多くの滞留者や帰宅困難者の発生と共に混乱が予測**

横浜駅周辺地区の滞留者は約19万人、帰宅困難者は約6.7万人と推計(平成24年度)

○横浜駅周辺地区は、駅東西には地下街が形成されており、河川や海に近いエリアでもあるため、地震発生時だけでなく、**津波発生時の避難においても混乱が予測**

### ◎都市再生安全確保計画の必要性

横浜駅周辺地区の防災上の課題

滞留者・帰宅困難者対策

津波避難対策

対策を図るためには、

- 地域の実状・特性・課題等に応じた防災計画
- ハード、ソフト両面による大規模な災害に対する対策
- 行政、民間事業者、地元組織などが連携した対策

地区に特化した安全確保策について定める「都市再生安全確保計画」※の活用

滞留者・帰宅困難者対策及び津波避難対策について、ハード・ソフト両面の安全確保策を行政と民間が連携しながら「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画」を作成する

### ◎都市再生安全確保計画の作成に向けた検討内容

○エキサイトよこはま22におけるインフラ基本計画やまちづくりガイドラインに沿ったハード事業及びソフト事業などを都市再生安全確保計画に順次反映しながら実施し、横浜駅周辺地区の防災性能の向上を目指す

ソフト事業

エキサイトよこはま22や既存の防災検討組織で取組んできた滞留者・帰宅困難者対策の反映

ハード事業

施設整備促進

駅前広場の再整備や歩行者動線などの基盤整備にあわせた都市再生安全確保施設の整備・配置計画を検討

施設整備促進に向けた民間事業者の誘導策を検討

## 2. 計画作成に向けた取組み(平成24年度避難シミュレーション実施)

### ◎避難シミュレーションの目的

○横浜駅周辺地区における避難上の課題を抽出するため、避難シミュレーションを実施

○避難シミュレーションについては、以下の2つの地震を想定した避難シミュレーションを実施

#### ①地震被害が大きいタイプ

地震規模・震度は  
M8.1・震度6強～7

#### ②津波発生型

津波高さ・到達時間は  
最大4.0m・75分

#### 現状分析(課題)

- ①
- ・歩道橋階段などで大きな滞留が発生
  - ・特定の一時避難場所に避難者が集中
  - ・一時避難場所のスペース不足

#### 対策案

- ・避難誘導による車道横断、車道利用
- ・滞り場所による避難先の設定及び誘導
- ・来街者の施設内待機及び受け入れ

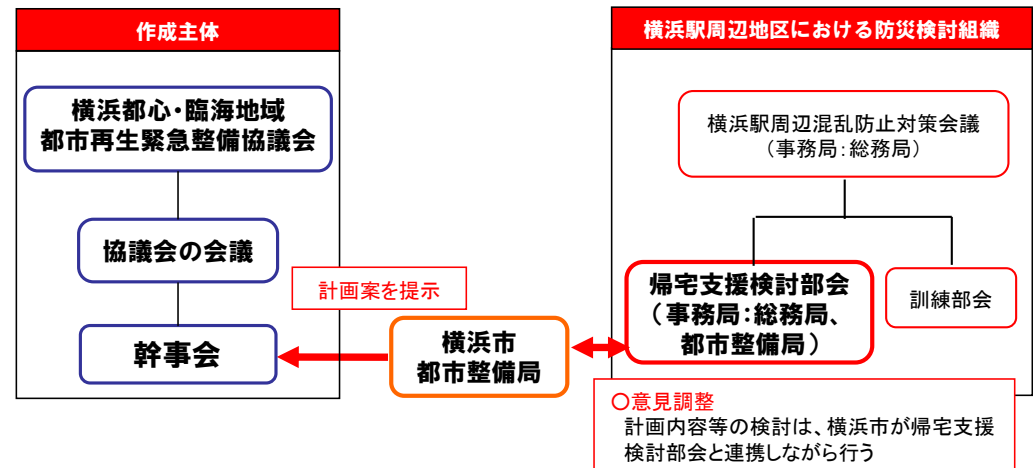
②

- ・歩道橋階段や片側歩道の部分で大きな滞留が発生
- ・特定の避難先に避難者が集中
- ・津波避難施設や避難場所のスペース不足
- ・地下自由通路を使用しないと東西の行き来ができない

- ・避難誘導による車道横断、車道利用
- ・滞り場所による避難先の設定及び誘導
- ・3階以上の場所へ来街者の施設内待機及び受け入れ
- ・避難経路となる線路上空デッキ

都市再生安全確保計画へ反映

## 3. 検討・作成体制について



### ※「都市再生安全確保計画」

○大規模な地震の発生を備えて、ハード・ソフト両面にわたる安全確保策について、都市再生緊急整備地域の官民協議会が作成する計画

○都市再生安全確保計画は、下記の事項について定める。

◆退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備・管理【ハード事業】

◆退避施設への誘導、災害情報、運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練、災害時のルール【ソフト事業】

○計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施する

# ○治水対策の取組み目標:全体像

資料 2

		第1ステージ(概ね10年)	第2ステージ(概ね10年～概ね20年)	将来
外水	河川	河川整備基本方針、 整備計画の策定 		
	安全度(※1) mm/hr	概ね1/20 概ね65	概ね1/50 概ね82	1/100 93
内水	下水	内水対策計画の策定 		
	安全度 mm/hr	1/10 60	センターゾーン: 1/30 74	センターゾーン+隣接地区: 1/30 74
	開発にあわせた敷地内貯留	ルール確立 ・1/30→1/50 ・200m <sup>3</sup> /ha 		
	安全度 mm/hr	1/10 60	センターゾーン: 1/35 76	センターゾーン: 1/50 82

※1 河川の治水安全度は、横浜駅周辺(西口)における流下能力を示す。  
 流域全体の治水安全度向上に向けては、河床掘削のための橋梁部の対策が必要。

# ○鶴屋橋架け替え事業

資料 3

## ○事業概要

### ■現況



・事業主体:横浜市

・橋長:約25m  
・現況幅員幅約11m  
→ 計画幅員約16m

約5万人が通行しており、  
歩道拡幅により  
歩行環境も向上する

H23年度:詳細設計  
H24年度:工事着手(ガス管切回し準備)  
H25年度(予定)  
:仮設栈橋・仮設歩行者道設置工事、  
ガス管切回し工事、東電設備移設工事

### ■将来



### ■期待される効果

(1)治水安全度の向上

橋りょうの架け替えに伴う橋脚の撤去などにより、帷子川分水路の通水量を増加させることが可能となり、台風時において浸水被害が発生した横浜駅周辺における帷子川本川の治水安全度が向上

(2)歩行環境の向上

道路の拡幅を行うことにより、歩行の円滑化など、周辺のまちづくりにも対応した歩行環境が向上

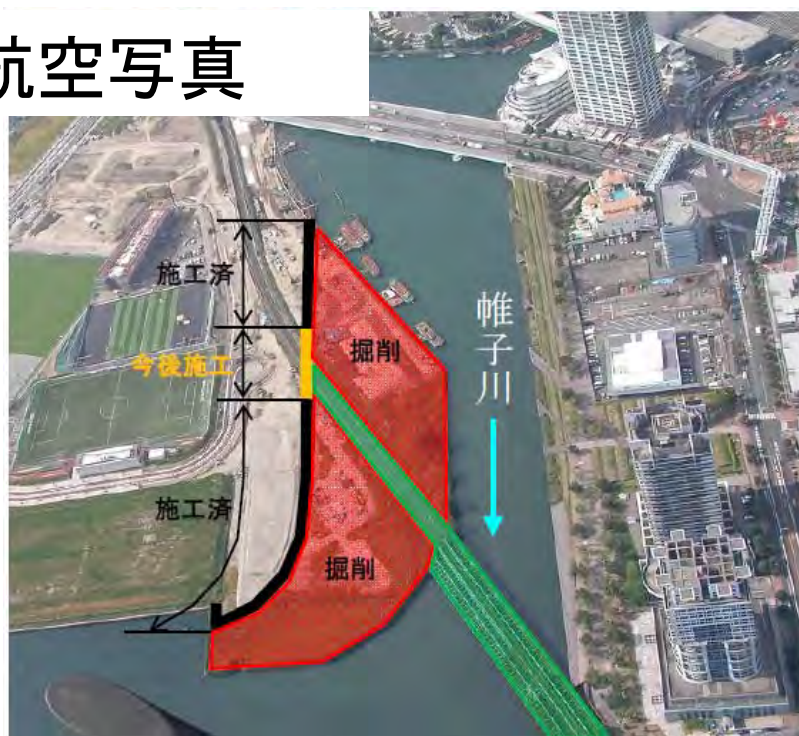


# ○帷子川河口部改修事業

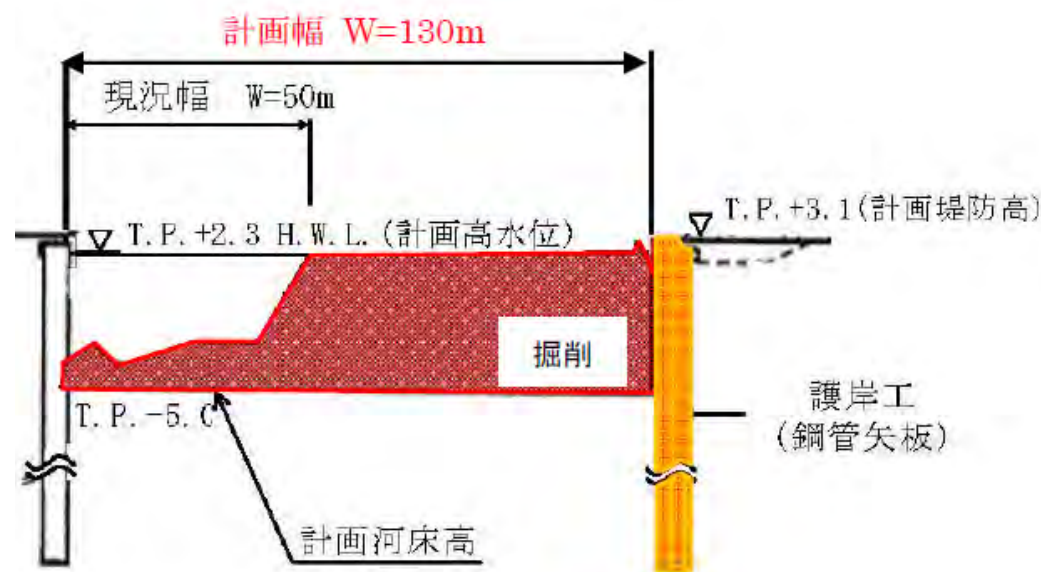
## ○平面図



## ○航空写真



## ○標準断面図





# 特定都市再生緊急整備地域 「横浜都心・臨海地域」



横浜市都市整備局



# 横浜都心臨海部の強み

開港以来の歴史と文化の蓄積、リング状のウォーターフロント空間（インナーハーバー）を抱える立地的優位性などを生かし、発展してきた「国際都市」横浜として、次の強みを備えています。

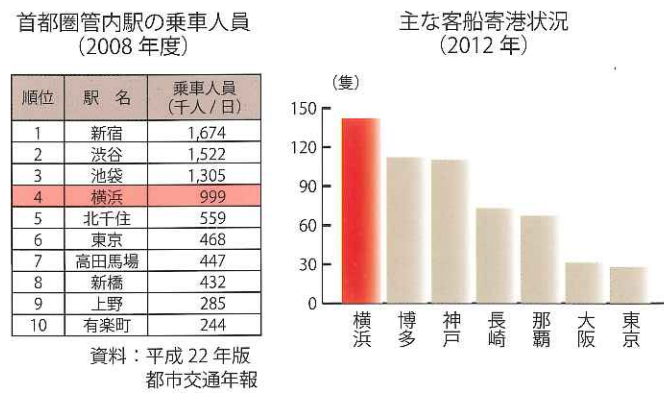
## ①2010年10月に国際化した羽田空港への近接性

今後も国際化が進められる羽田空港と最短20分でつながり、アジア諸都市との国際交流が可能です。



## ②首都圏有数のターミナル駅である横浜駅と、国内外の客船も多く寄港する横浜港を抱え、首都高を始めとする高速道路も充実し、国内外の重要拠点との陸・海からの高いアクセス性を確保

横浜駅は首都圏第4位の乗車人員を誇る交通結節点となっています。また、横浜港は2012年に客船寄港数10年連続日本一を達成しました。



## ③みなとみらい21地区や北仲通地区において、既に計画的・環境に配慮して整備された都市基盤

横浜都心臨海部は、耐震性の高い街づくりを進めています。

- ・内貿バース（耐震バース）
- ・災害用地下給水タンク



## ④2010年11月にAPEC本会議を開催し、国際会議参加者数日本一を誇る複合コンベンション施設であるパシフィコ横浜を中心とした日本を代表するMICE拠点

パシフィコ横浜は国際会議の参加者数が全国1位です。また、都市別に比較すると、横浜市の国際会議参加者総数は、国内で東京に次いで2位となっています。

出典：2011年国際会議統計（発行：日本政府観光局）

また、2013年6月には第5回アフリカ開発会議を開催する予定です。



MICE: 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨や研修旅行 (Incentive travel)、国際機関や学会等が行う会議 (Convention)、イベントや展示会・見本市 (Event/Exhibition) の頭文字を取り、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

## ⑤グローバル企業・企業本社機能・研究開発機能が数多く立地

### ◆主な立地企業

アクセンチュア(株)、ジョンソンコントロールズ(株)、(株)シンクロン、千代田化工建設(株)、日揮(株)、日産自動車(株)、(株)日立製作所、富士ゼロックス(株)、富士ソフト(株)、郵船クルーズ(株)、レノボ・ジャパン(株) など



## ⑥開港以来築いてきた歴史的景観と文化芸術創造都市としての取組と港・海・川といった水辺景観が融合した街の魅力

横浜は開港以来150年間、日本を代表する国際港湾都市としての役割を担い、その機能は現在へも脈々と受け継がれています。

横浜はその歴史的資産や海の自然を生かしながら、魅力ある都市環境を形成していきます。



## ⑦都市としてのブランド力の高さ・暮らしやすさ（治安の良さ等）に対する国内外からの高評価

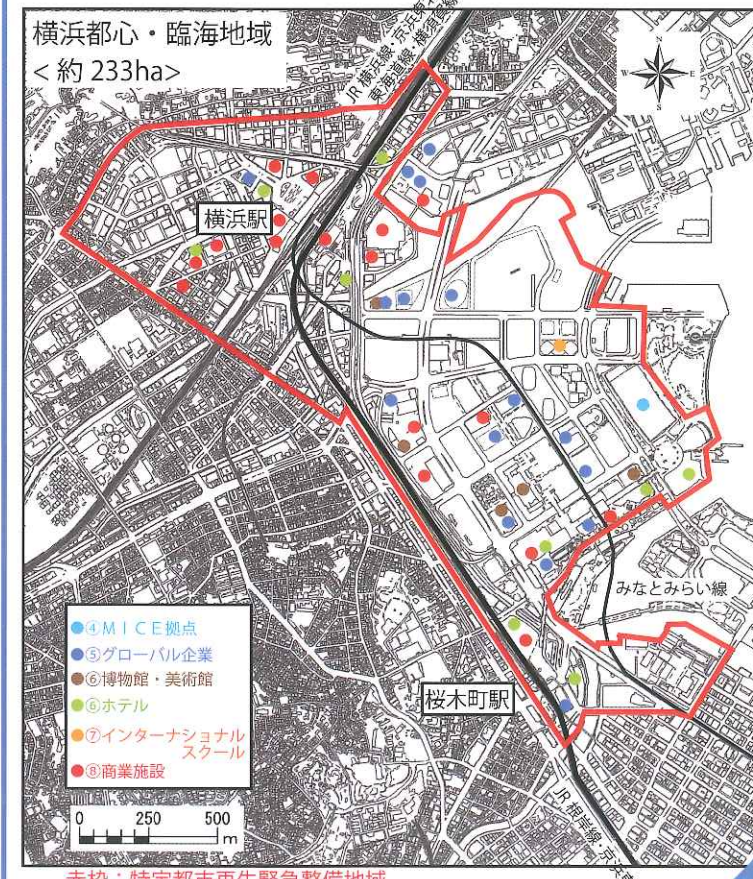
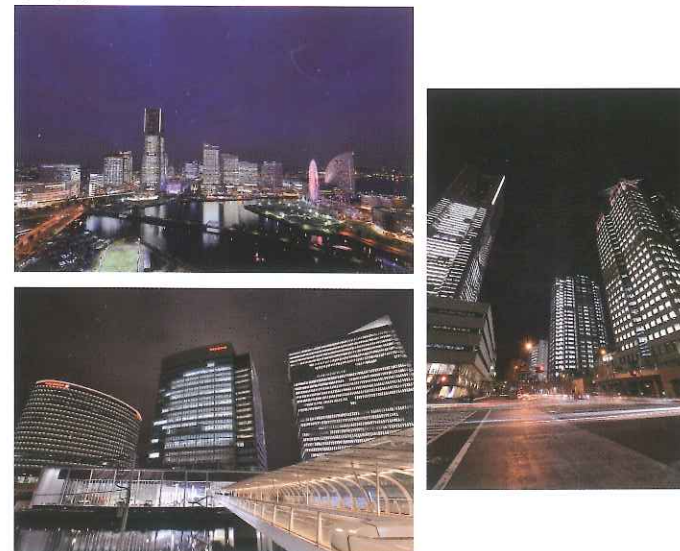
横浜都心臨海部には、国際交流を支える国際的ホテルが多数立地しています。

また、横浜市内にはインターナショナルスクールが10校あり、中国・インドなどアジア系の学校が多くあることが特徴です。



## ⑧コンパクトなエリア内で産業・人材・インフラが高度に集積・連携し、職・住・遊の近接が可能なポテンシャルの高い土地利用

横浜都心臨海部は、夜間人口密度・従業人口密度が高く、効率的な都市活動が行われています。





## 横浜駅周辺地区

横浜駅周辺では、国際化への対応や災害時の安全性確保などの課題を解消し、おおむね20年後の将来像を見据えたまちづくりの指針となる「エキサイトよこはま22」を平成21年に策定しました。実現に当たっては、特定都市再生緊急整備地域の指定に伴う特例措置の活用等により、民間開発やインフラ施設整備を促進し、災害に強く、環境に配慮した、国際都市横浜の玄関口にふさわしいまちづくりを推進していきます。

## 都市機能や街の個性の充実

- 商業サービス、文化、業務等都市機能の充実
- 世界の人々を迎える賑わい機能、観光拠点機能、滞在・宿泊機能、情報発信機能、文化創造・交流機能などの充実
- 国際都市横浜の玄関口にふさわしい景観と、特色を生かした個性的な通りの形成を誘導
- 周辺市街地整備に併せた親水空間の整備

## 防災対策関連機能の強化

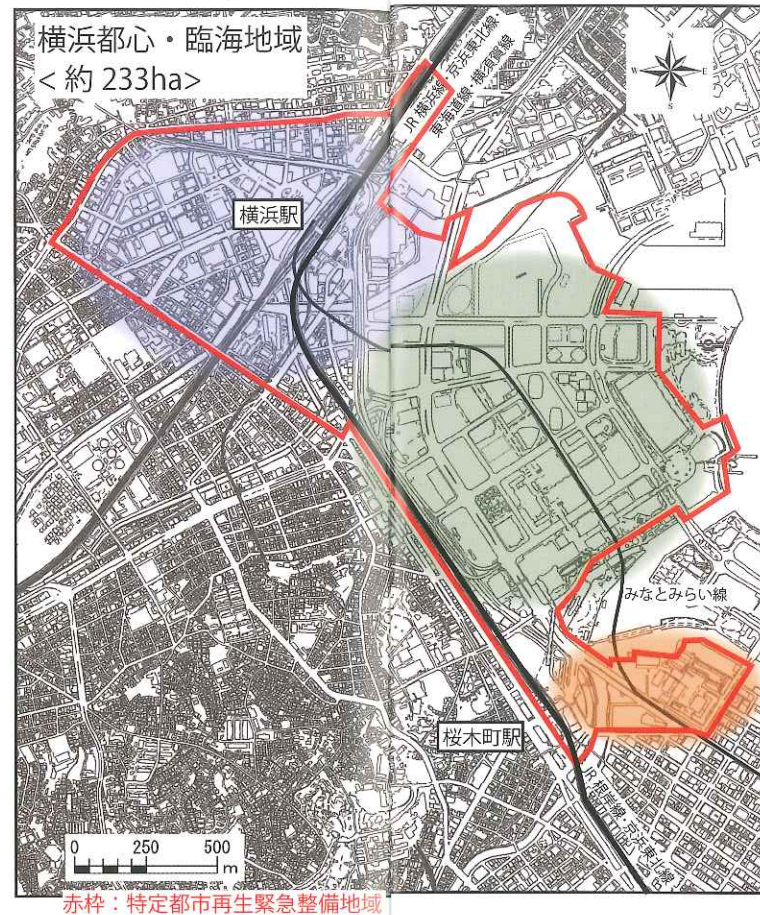
- まちづくりガイドラインにより、帰宅困難者の発生抑制の取組の推進や、災害時における滞留者や帰宅困難者等のためのスペース、備蓄スペースや耐震トイレの確保等
- 橋梁の架け替えや、敷地内貯留の推進等による治水安全度の向上

## 環境関連機能の強化

- まちづくりガイドラインにより、都市開発事業における敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化などによるヒートアイランド対策や、高効率な設備機器の導入及び再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用などによるエネルギー対策を誘導

## 交通結節機能の強化

- 鉄道やバス等の駅内外での乗換利便性の向上や、玄関口となる交通結節空間の整備
- 駅を中心とした立体的な歩行者ネットワークの形成
- 駐車場マネジメント等による自動車交通の円滑化
- 更なる横浜都心一体化のため横浜みなとみらい地区や関内方面と連絡する道路整備など



赤枠：特定都市再生緊急整備地域

## 北仲通地区

北仲通地区は、都心の機能強い21地区との結節点として、一体的に整備していく地区として位置づけられています。

今後は、都心地区にふさわしい複合的な都市機能を集積させ、魅力ある都市を形成していきます。

## 土地の高度利用と機能強化

- 都心部の活性化及び街のにぎわいを形成するため、業務・商業・文化芸術・観光施設及び都心型住宅等により複合的な土地利用を誘導する北仲通北地区
- 業務施設を中心に、都心部にふさわしい機能を導入するとともに、商業施設等の立地を図る北仲通南地区

## 地域資源を生かした街づくり

- 開港の歴史を継承した魅力づくり
- 文化芸術を中心とした創造都市づくり
- ウォーターフロントの再生による魅力づくり



## 横浜みなとみらい地区

業務、文化、居住等の複合機能が集積するみなとみらい21地区は、開発当初より計画的かつ高度なインフラ整備と環境技術の積極的な導入を推進してきました。

今後も、就業者、来街者、居住者等、街で活動する方々にとって安全・快適で魅力あふれる街づくりを推進していきます。

## 災害に強く耐震性の高い街づくり

- 共同溝整備による都市インフラ収容
- 液状化、沈下対策
- 災害時にも対応できる防災関連施設の立地
- 地域全体の防災対策の拡充



## 環境先進都市の形成

- 環境重視の計画的なインフラ整備
- 環境技術の積極的な導入
- 環境啓発活動の推進
- スマートシティ化へ向けた展開



動く歩道の太陽光発電

## 魅力ある街づくりの推進

- 美しさにぎわいの両立に向けた景観の形成
- 地区内の三つの都市軸を骨格とした歩行者ネットワークの形成
- 新高島駅周辺など開発事業の更なる推進
- エリアマネジメントの推進による地域価値の向上





特定都市再生緊急整備地域とは

都市再生緊急整備地域の内、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図るうえで特に有効な地域のことで、平成23年4月に改正された都市再生特別措置法に基づき創設されました。

現在の都市再生緊急整備地域（63地域）の内、本市を含む7都市11地域が、特定都市再生緊急整備地域に指定されています。（本市は平成24年1月に指定）

横浜都心・臨海地域の地域整備方針

- 都市再生緊急整備地域ごとに、国が当該地域についてどのような都市再生の実現を求めているかを示すものです。
- 本方針に適合することが、都市再生特別措置法第21条に規定される民間都市再生事業計画の認定要件とされています。（P7 税制優遇）

「横浜都心・臨海地域の整備の目標」

横浜都心部の多様な都市機能を一体的に強化し、公共施設等の更なる整備により一体化を図ることで、3地区の相乗効果による更なる国際競争力の強化を図り、日本全体の成長を牽引し、新たなビジネスチャンスを生み出す「アジア拠点」を形成

国際化した羽田空港からの玄関口であり、首都圏有数のターミナル機能や大規模商業機能を有する横浜駅周辺地区

グローバル企業の本社機能・研究開発拠点が多数集積する国際的な業務機能、国際コンベンション参加者数日本一を誇るMICE機能を有する横浜みなとみらい地区

ウォーターフロントの空間に魅力的な文化・商業機能や高規格な居住機能の導入を進める北仲通地区

整備の目標

都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項

公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項

緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項

	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関し必要な事項
横浜駅周辺地区	首都圏有数のターミナルである横浜駅周辺地区において、老朽化した建築物の建替えや都市の基盤整備等の更新など既成市街地の再構築により、都心の一体化や交通結節機能の強化を行いつつ、国際的、広域的な業務・商業・サービス・文化交流機能等多様な機能の集積を通じ、国際都市横浜の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいのある都市空間を形成 併せて、災害に強い安全な都市空間や先端的な環境都市を形成	○首都圏における重要な広域拠点として、商業、サービス、文化、業務など都市機能の充実 ○駅に近接する地区においては、国際都市横浜の玄関口にふさわしいにぎわい機能、観光拠点機能、滞在・宿泊機能、情報発信機能、文化創造交流機能、業務機能、ビジネスサポート機能、商業・生活支援機能などの充実・強化 ○災害時の一時滞留者や帰宅困難者等のスペース確保、治水安全度向上など防災対策関連の機能の強化 ○鉄道やバス等の乗換利便性の向上、駅を中心とした立体的な歩行者ネットワークの形成、駐車場マネジメント等による自動車交通の円滑化など交通結節機能の強化	○東西の駅前広場再編など、駅とまちとの玄関口となる交通結節空間の整備 ○歩行者の利便性向上を図るため、交通結節空間を地下、地上、デッキレベルで接続する歩行者ネットワークを整備 ○駅東西の連絡強化を図る連絡通路の整備 ○西口地下街と中央自由通路の円滑な接続 ○橋梁架け替えや河口部の河川改修など、帷子川・新田間川・幸川等における治水安全度向上を図る施設整備と、周辺市街地整備に併せた親水空間の整備 ○自動車交通の円滑化に資する地下駐車場連絡路の整備 ○横浜都心の一体化を図るため、横浜みなとみらい地区や関内方面と連絡する栄本町線支線1号線の整備 ○東横線跡地の整備	○駅直近部において建築物と公共施設の一体的な整備や高度利用による都市開発事業の促進 ○国際都市横浜の玄関口にふさわしい駅前の景観と、沿道ごとの特色を生かした個性的な通りの形成を誘導 ○都市開発事業における敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化などによるヒートアイランド対策や高効率な冷暖房設備・再生可能エネルギー利用などエネルギー対策を誘導 ○都市開発事業の促進 ○帷子川・新田間川・幸川沿いにおいて、水辺環境を活かした都市開発事業の促進
北仲通地区	横浜みなとみらい地区と関内地区の結節点である立地特性を生かし、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進に向け、業務機能、魅力的な文化、商業等の機能や居住機能の導入による多機能な国際交流拠点を形成	○敷地の整序と道路整備等による、市街地の防災機能の強化 ○文化、商業、業務機能、高規格な居住機能等の導入による複合市街地の形成 併せて、職住近接を実現することにより、地震等の災害発生時の出勤、帰宅困難等のリスクを最小化し、地震等の災害発生時の事業継続性を確保	○水際線プロムナードや人工地盤等の整備による快適な歩行者ネットワークの形成 ○歩行者ネットワークと連携した広場、緑地等の公開性の高い空地の整備 ○地区内から幹線道路へのアクセスを強化するための道路の整備 ○各施設の相互連携による、弾力的かつ効率的な駐車場の整備	○耐震性が高く、防災性に優れた建築物の誘導を図る等、地区全体で防災性を拡充・強化 ○都心部にふさわしい土地の高度利用を図るとともに、水際空間や地区内の歴史的建造物等を保全活用し、魅力的な都市景観を創出 ○地球温暖化対策に資する先導的なエネルギーマネジメントシステム等の導入 ○地元まちづくり組織を中心としたタウンマネジメントの推進により、魅力的な都市景観や地域価値の向上
横浜みなとみらい地区	横浜駅周辺地区と関内・関外地区の間に位置する立地から、二分されている横浜都心部の一体化に向け、みなと横浜の特性を生かしつつ、業務機能を中心に、商業、文化、居住機能等の導入による多機能な国際交流拠点を形成	○魅力ある都市活動の場とするための業務・商業機能やゆとりある都市生活を実現するための芸術等の文化・スポーツレクリエーション機能、職住近接を実現するための居住機能等を導入 ○国際交流拠点として国際色あふれる魅力的なまちづくりを進めるため、MICE機能のさらなる強化 ○都市機能を支える先進的な環境・防災機能の高いまちづくりの推進	○歩行者の回遊性を高めるペDESTリアンデッキや横浜都心部をつなぐ東横線跡地を活用した自転車歩行者道などによるネットワーク機能の強化 ○道路空間の緑化や、公園、街区内の歩行者空間の潤いある空間形成のため水や緑を積極的に導入	○海に向かう空間的な広がりを確保するため、建築物の高さ制限を緩和しつつも、山側から海側に向けて建築物の高さを徐々に低くするなど、街並みの形成に配慮する都市開発事業を促進 ○環境技術の積極的導入やそれらを活用した環境啓発活動の推進等による先進的環境都市の形成と情報発信 ○地盤改良等による耐震性の高い宅地・都市基盤施設や、災害用地下給水タンク等の防災関連施設を活かし、防災性に優れた建物の立地誘導を図るとともに地区全体の防災対策を拡充 ○地元まちづくり組織を中心としたエリアマネジメントの推進による良好な環境や地区の価値の維持・向上



## 地域指定のメリット

特定都市再生緊急整備地域に指定されると、事業者や地権者の皆様の税負担が大幅に軽減されるなど、様々な時別の措置を受けることができます。

具体的には、一定規模以上の民間都市開発に対する税制支援の拡充（不動産取得税、登録免許税、固定資産税等）及び金融支援、道路の上空利用や下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和、開発に関する手続きの簡素化等の特例措置の活用が可能となります。

## 税制優遇

### ● 所得税・法人税

整備した建築物について5年間50%の償却資産を割り増し

### ● 登録免許税（建築物の保存登記）〔国税〕

0.4% ⇒ 0.2%

### ● 不動産取得税〔県税〕

課税標準 1/2 控除

### ● 固定資産税〔市税〕・都市計画税

5年間課税標準 1/2 控除（整備した建物のうち、公共施設等部分に限る）

※ご不明な点は横浜市都市整備局にお問い合わせください。  
※平成24年度の税制優遇の内容となります。

### ★適用条件

民間都市再生事業計画の国土交通大臣認定（事業着手前）を受けること

- ① 公共施設の整備を伴う都市開発事業であること
- ② 地域整備方針に沿ったものであること
- ③ 事業区域の面積が1ha以上であること

（隣接又は近接して一体的に都市開発事業が施行され、その合計が1ha以上となる場合は0.5ha以上）

### ● 税制優遇活用の税負担軽減（試算例）※平成24年度の税制を適用した場合

処分方式	売却
面積	10,000m <sup>2</sup>
価格	60万円/m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	600% (うち業務：420%、うち住宅：180%)

#### 土地取得時の減税額

不動産取得税〔県税〕  
約8,000万円

#### 建物完成時の減税額

登録免許税（建築物の保存登記）〔国税〕  
約2,000万円  
不動産取得税〔県税〕  
約2億円  
計 約2億2,000万円

#### 建物完成以降 5年間の減税額

固定資産税〔市税〕  
都市計画税〔市税〕  
約400万円×5年間  
計 約2,000万円

5年間で **合計 約3億2,000万円** の税負担軽減が見込めます

※さらに、建物完成後5年間の法人税（3税）の課税繰り延べ措置があります（課税繰り延べであり減税とは異なります）。

約6,000万円×5年間  
計 約3億円

※100万円単位四捨五入

## 金融支援

### ● 貸付業務（メザニンローン<sup>※1</sup>）

### ● 社債取得業務<sup>※2</sup>

※1 リーマンショック後は、都市再開発におけるミドルリスク（メザニン）のローンを引き受ける金融機関が不在となっています。好不況にかかわらず、優良な都市再開発を実施できるよう、ミドルリスクローンを民間都市開発機構<sup>※3</sup>が支援します。

※2 上記と同様の理由で事業者が発行する社債を民間都市開発機構<sup>※3</sup>が取得します。

※3 民間都市開発を支援するための主体として、国土交通大臣の指定を受けた財団法人

### ★適用条件

税制優遇の適用条件と同様

## 整備計画の策定

- 横浜都心・臨海地域の協議会（P9参照）において整備計画を策定することで、官民連携により国際競争力の強化を推進
- 整備計画に位置付けた都市拠点インフラ（国際競争力の強化に資する交通インフラ等）の整備を国の予算支援（国際競争拠点都市整備事業費補助金）により一層推進

## 規制緩和

- 下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和 ※整備計画への位置付けが必要  
下水は、年間を通じて、平均的に5度程度大気との温度差があることを活用します。
- 既存の都市計画（用途地域・容積率等）を適用除外とする地区（都市再生特別地区）を設定
  - ①容積率、②建ぺい率、③建築容積、④高さ、⑤壁面の位置、⑥誘導すべき用途、⑦道路の上空利用を都市再生特別地区の都市計画として位置付けることが可能
 ※道路の上空利用：道路の付け替え、廃道をせずに、道路上空に建物を建てるのが可能

## 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化

- 都市計画提案から6か月以内の速やかな都市計画決定 ※整備計画への位置付けが必要

## 民間都市再生事業計画の大臣認定の迅速化

- 大臣認定の処理期間を短縮 3か月⇒45日

## 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続きをワンストップ化

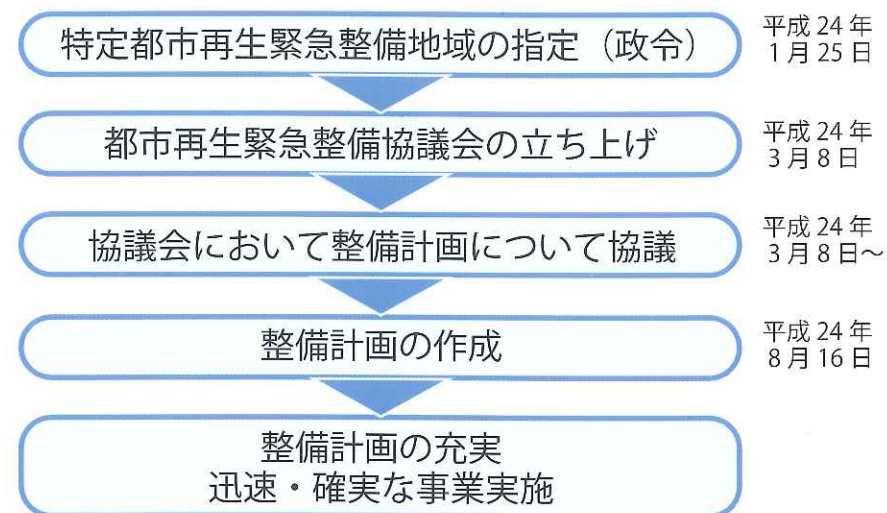
- 下記項目について、許認可等の権限を有する者と協議することができ、その同意を得たものについて、その同意をもって許認可 ※整備計画への位置付けが必要
  - ①開発許可、②個人施行の土地区画整理事業、③民間都市再生事業計画の認定、④個人施行の市街地再開発事業の認可



横浜都心・臨海地域の整備計画の概要

整備計画の作成・事業実施の流れ

- 国・地方公共団体・民間事業者の三者で合意形成を図りながら、特定都市再生緊急整備地域におけるプロジェクトの実施計画（整備計画）を協議会が策定します。
- 官民連携による、スピード感を持った着実な国際競争拠点の整備を実現します。



整備計画の記載内容

- ・都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針
- ・地域内で展開される都市開発事業
- ・地域内の道路や駅前広場等の公共公益施設の整備に関する事業 等

都市再生緊急整備協議会について

都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会です。

協議会では、特定都市再生緊急整備地域の整備計画作成等を行います。

横浜都心・臨海地域の協議会構成員

- |   |  |   |
|---|--|---|
| ◇国の関係行政機関<br>内閣総理大臣（会長）<br>地域活性化担当大臣（会長職務代理者）<br>国土交通大臣 | ◇独立行政法人<br>独立行政法人都市再生機構 理事長                              | ◇オブザーバー<br>エリアマネジメント団体<br>地域まちづくり団体<br>経済関係団体 |
| ◇地方公共団体<br>神奈川県知事<br>横浜市長                               | ◇民間事業者<br>鉄道事業者代表取締役社長<br>不動産事業者代表取締役社長<br>土地区画整理組合理事長 等 |   |

具体的な構成員は、横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/toshisaisei/kyougikai.html>

横浜市は「環境未来都市」・「国際戦略総合特区」とあわせて  
全国唯一のトリプル指定

横浜市は、平成23年12月に、内閣官房地域活性化統合事務局が所管する「環境未来都市」及び「国際戦略総合特区」に選定されていますが、平成24年1月指定の「特定都市再生緊急整備地域」を加えて、3つの制度適用を受ける唯一の都市となりました。



『環境未来都市』

平成23年12月全国で11件が選定

○環境や超高齢社会への対応等に関する取組の先進的なモデルとなる都市を国が選定し、関連予算の集中や制度改革などの支援を行うもの

<横浜市の主な取組>

- ①低炭素・省エネルギー  
地域エネルギーマネジメントシステムの構築・普及 等
- ②水・大気  
公民連携による海外水ビジネス展開支援、新興国等の課題解決支援 等
- ③超高齢社会への対応  
横浜型高齢者活躍プロジェクト、持続可能な住宅地モデルプロジェクト 等
- ④クリエイティビティ  
質の高い文化芸術による横浜ブランドの発揮、MICE都市の実現 等
- ⑤チャレンジ  
企業の積極的誘致に向けた拠点整備、中小企業のイノベーション促進 等

『国際戦略総合特区』

平成23年12月全国で7地域が指定

○我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点を形成する区域として指定  
○国と地方の協議を経て、「規制・制度の特例措置」、「税制上の支援措置」、「財政上の支援措置」、「金融上の支援措置」が受けられます。

<「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の概要>

ライフイノベーションに関連する  
・産業及び研究開発の基盤となる技術の集積  
・国内外のネットワーク  
・研究成果の発信やビジネスの交流拠点となるコンベンション機能 など  
京浜臨海部に存在するさまざまな資源を活用して、「個別化・予防医療時代に対応した、革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出」という目標の実現に向けた先駆的な取組を推進

『都市再生安全確保計画制度』の創設

特定都市再生緊急整備地域制度が定められている都市再生特別措置法に、帰宅困難者対策等に係る『都市再生安全確保計画制度』（平成24年7月1日施行）が位置付けられました。横浜市では、この制度を活用した帰宅困難者対策等に取り組んでいきます。

背景

東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生

首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定され、官民連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

概要

- 都市再生緊急整備地域の協議会は、大規模な地震の発生に備え、  
・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等（都市再生安全確保施設）の整備・管理  
・退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画（都市再生安全確保計画）を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施する。  
都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し予算支援



特定都市再生緊急整備地域「横浜都心・臨海地域」

---

■平成 25 年 3 月

■発行・編集 横浜市都市整備局企画課

〒231-0017

横浜市中区港町 1 - 1

電話 045-671-3511 (直通)

FAX 045-664-4539



横浜市都市整備局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/toshisaisei/>

---

# エキサイトよこはま22 駐車場整備ルールの一部改正(案)の概要 — 駐車場整備ルールの対象範囲を拡大 —

資料5

横浜駅周辺地区（エリア全体）の課題  
老朽化した建物の建替えや再開発が進まない。

## 現状分析

- ・ センターゾーン外に大店法施行前に建設された商業施設が点在している。（大店法施行：平成12年）
- ・ センターゾーン外に空き駐車場が多く点在している。
- ・ エリア全体として公共交通機関の利用率が高く、自動車利用者が低下傾向にある。

## 駐車場整備ルールの一部改正（案）

### ルール改正の目的

- ・ エリア全体での建替えや再開発の促進や誘導
- ・ 駐車場整備台数の適正化し、エリア全体での駐車場マネジメントの推進
- ・ 人中心の空間形成を図るため、公共交通機関の利用促進

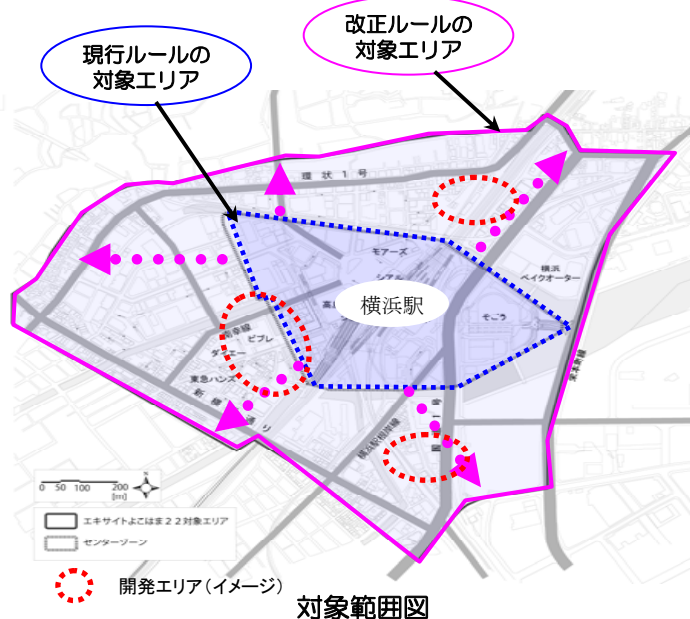
### ルール改正の主な変更点

- ・ 対象範囲をセンターゾーンからエキサイトよこはま22エリア全体に拡大（右図）
- ・ 駐車場マネジメントに加え、公共交通利用促進等をルール適用条件に追加

## 現行のエキサイトよこはま22駐車場整備ルール(平成22年8月策定)

### 駐車場整備ルールの概要（適用範囲：センターゾーン）

- ・ 必要駐車台数の弾力的な設定  
大規模開発地区関連交通計画マニュアルが使用できる。
- ・ 商業用と業務用の駐車場の共同利用  
曜日や時間帯など、利用特性の異なる商業用と業務用駐車場の相互利用ができる。
- ・ 周辺駐車場との連携による空き駐車場の有効活用  
有効活用されていない周辺の空き駐車場との連携を図ることで、駐車場整備台数を低減できる。
- ・ 附置義務駐車場の隔地配置  
センターゾーン内の自動車交通の円滑化やゆとりある歩行者空間を創出した場合等は、センターゾーン外に敷地外駐車場を設置できる。



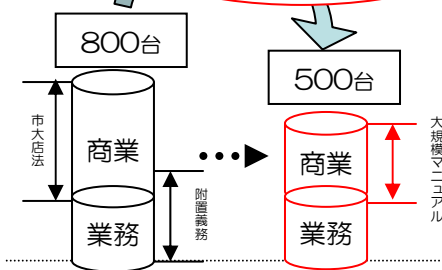
対象範囲図

### ◆試算例

- 弾力的な駐車台数の設定による駐車場整備台数  
試算条件: 延床面積は約80,000㎡  
業務・商業: 各50%程度

300台削減

- 期待できる効果
- ・ 駐車場整備コストの削減
- ・ 有効床面積の効果的な活用

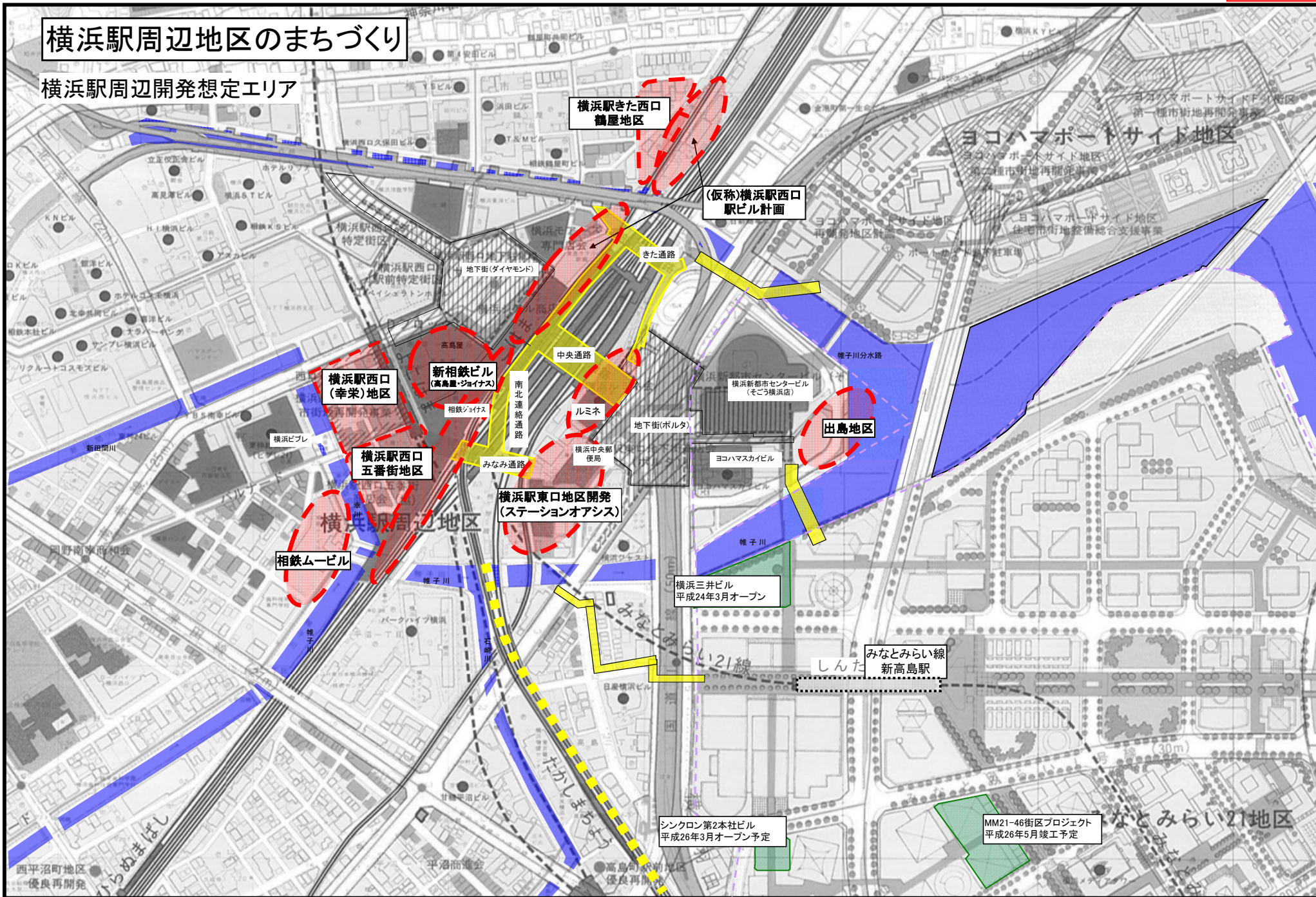


市大店法：横浜市大規模小売店舗立地法運用基準  
附置義務：横浜市駐車場条例  
大規模マニュアル：大規模開発地区関連交通計画マニュアル



# 横浜駅周辺地区のまちづくり

## 横浜駅周辺開発想定エリア



既存施設



## 「地域の対応ルール」

### ルールの位置づけ

本ルールは大震災発生時のある被害想定に基づいた「横浜駅周辺地区の事業所及び鉄道事業者」(以下「事業所等」という)の「心得」を示したものである

実際の被害状況は様々であり、またその状況は刻一刻と変化するため、本ルールを原則としつつも、実際の状況に即した臨機応変な対応が必要となる

本ルールは、各「事業所等」における事業継続計画(BCP)や防災計画を作成する際の参考とし、風水害その他の災害により、鉄道が運行停止し横浜駅周辺の混乱が予想される場合にも、本ルールを準用する

### 基本的な考え方

#### 1 平常時からの準備及び普及啓発の実施

災害時は、個人や組織で助け合う「自助」・「共助」の考え方が基本  
(※「事業継続計画(BCP)」の策定が重要)

#### 2 適切な情報提供による混乱防止対策の強化

- (1) 「むやみに行動を開始しない」という基本原則の徹底
- (2) 情報提供ツールの拡充
- (3) 行政と周辺事業者の連携強化

#### 3 民間と行政の役割分担と連携・協力体制の構築

帰宅支援の実施にあたっては、横浜駅周辺地区の事業所、鉄道事業者、警察、横浜市(消防も含む)および個人が協力し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、連携・協力体制を構築

#### 4 来街者等への協力呼びかけ

来街者等への協力を呼びかけ、自助、共助のもと、来街者、事業者等が一体となって災害対応を行う

### 被害想定

- 地震の種類：大規模地震(津波警報等・避難勧告等が無い場合)
- 市域内の震度：震度5強～7
- 横浜駅周辺の状況
  - 津波等の水害、及び直後の大火災は発生しない
  - 鉄道などの公共交通機関は停止
  - 駅周辺の建物倒壊などの被害は比較的少ない
  - 電気・ガス・水道は一時的に途絶
  - 一般の携帯電話は輻輳のため、じきに通話不可能となる

### 用語の定義

事業所等	横浜駅周辺地区の事業所及び鉄道事業者
一時待機	発災直後、発災時点の周辺にて一時的に留まること(発災後、30分～1時間程度を想定)
滞留者	外出時、災害発生により移動手段を失い、出先で滞留状態になった人
一時避難場所	「滞留者」の一時的な安全確保と災害関連情報を提供する公園など(発災後、数時間～半日程度の対応を想定)
一時避難できる安全な場所	「一時避難場所」と同様の役割を持つが、発災時に事業所等が任意に提供できるスペース
帰宅困難者	「滞留者」のうち、自宅と滞留場所との距離が遠く、徒歩帰宅ができない人
帰宅困難者一時滞在施設	「帰宅困難者」を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲で、トイレ、水、情報の提供等を実施する施設(発災後、1日程度の対応を想定)(以下、「一時滞在施設」という)

### 運用事業所等

- 横浜駅西口振興協議会
- 横浜駅東口振興協議会
- 横浜駅西口建築物等総合共同防火管理協議会
- 横浜駅東口建築物等共同防火・防災管理協議会
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 相模鉄道(株)横浜駅
- 京浜急行電鉄(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)横浜駅
- 横浜高速鉄道(株)横浜駅
- 横浜市営地下鉄(横浜市交通局)横浜駅
- 神奈川区青木第二自治会町内会連合会  
神奈川区鶴屋町町内会
- 西区第5地区自治会連合会  
西区高島自治会



## 0. 平常時

### ◆発災前の事前準備のルール

#### ○事前の体制づくり

- ・事業所等は、自社従業員等が施設内待機できるよう、**必要な物資(3日分の必要な水、食料、毛布など)の備蓄**を行うよう努める
- ・事業所等は、発災時の連絡体制、安否情報の確認方法など**必要な情報提供の方法等**を決めておくよう努める
- ・事業所等は、自社従業員等が発災後に滞留者等への支援ができるような**体制を決めておく**よう努める
- ・事業所等は、地域の対応ルールを実行できる様、あらかじめ**必要な事項を「事業継続計画(BCP)」に定め、従業員に周知しておく**よう努める

## 1. 発災直後

### ◆情報収集のルール

#### ○情報収集

- ・事業所等は、**地震に関する情報(被害状況、交通機関の運行状況、津波情報)等の収集**に努める

### ◆施設・施設周辺の滞留者の一時待機ルール

#### ○施設内滞留者の一時待機

- ・事業所等は、施設内の**安全確認を速やかに行う**よう努める
- ・事業所等は、施設内の安全が確認出来たら、施設内の滞留者をむやみに外に出さず、**一時待機させる**よう努める
- ・事業所等は、**地震に関する情報等の提供**に努める

#### ○従業員等の施設内待機

- ・事業所等は、従業員の安否を確認し、**待機させる**よう努める
- ・安否確認後、従業員は、あらかじめ各事業所等が定めた行動に移る

#### ○施設周辺の滞留者への情報提供

- ・事業所等は、路上や自由通路等の滞留者に対し、**地震に関する情報等**を提供するよう努める

## 2. 滞留者対応、徒歩帰宅者対応

### ◆一時避難できる安全な場所の確保と支援のルール

#### ○一時避難できる安全な場所の確保

- ・事業所等は、一時避難できる安全な場所を確保し、**滞留者を誘導**するよう努める
- ・場所の確保が出来ない事業所等は、近隣の受入場所等に関する**情報を滞留者に提供**するよう努める

#### ○一時避難できる安全な場所における支援

- ・滞留者を受入れた事業所等は、滞留者に対し、テレビやラジオ等を用い、**情報提供の支援**を行うよう努める
- ・滞留者を別の場所へ移動させる場合は必要な情報提供を行うよう努める

### ◆一時避難場所への誘導ルール

#### ○避難ルートの安全確認

- ・一時避難できる安全な場所の確保ができない事業所等は、連携して、**一時避難場所への避難ルート(沿道建物状況、橋等)の安全確認**を行うよう努める

#### ○一時避難場所への避難誘導

- ・事業所等は、一時避難場所に近いエリアから順次、滞留者を**一時避難場所へ誘導**する(広報、地域の誘導マップ等の配布、自社従業員等の誘導員による案内等)その際、誘導員等に対しても、誘導に関する適切な情報を提供するよう努める
- ・**横浜駅西口エリアは沢渡中央公園、岡野公園、東口エリアはMM 21地区への避難誘導を原則とする**
- ・エリアごとに**あらかじめ避難誘導する順番を決めておく**

### ◆徒歩帰宅支援のルール

#### ○徒歩帰宅の支援

- ・事業所等は、地域の誘導マップ等、徒歩帰宅を支援する**必要な情報を提供**するよう努める

#### ○時差帰宅のルール

- ・事業所等は、施設内の**滞留者が時差帰宅**できるよう、必要な情報を提供するよう努める

### ◆要援護者・傷病者の対応ルール

#### ○要援護者、傷病者への優先的対応

- ・事業所等は、**要援護者、傷病者**に対し、優先的に対応する

#### ○外国人、高齢者等への情報提供

- ・事業所等は、外国人、高齢者等の**情報弱者**に対する情報伝達手段を確保し、**情報提供**を行うよう努める

## 3. 帰宅困難者対応

### ◆帰宅困難者一時滞在施設の確保、誘導と支援のルール

#### ○避難ルートの安全確認

- ・事業所等は、連携して、**一時滞在施設への避難ルート(沿道建物状況、橋等)の安全確認**を行いその情報を共有するよう努める

#### ○一時滞在施設への避難誘導

- ・事業所等は、**開設準備が整った一時滞在施設へ帰宅困難者を誘導**するよう努める(広報、地域の誘導マップ等の配布、自社従業員等の誘導員による案内等)その際、誘導員等に対しても、一時滞在施設の情報等、適切な情報を提供するよう努める
- ・一時滞在施設の提供者はその場所が**満員となった場合、近隣の一時滞在施設に関する情報の提供**に努める

#### ○一時滞在施設における支援

- ・一時滞在施設の提供者は、施設内の帰宅困難者に対し、適切な**情報提供、トイレの開放、備蓄品の配布等の支援**を行うよう努める
- ・一時滞在施設の提供者は、帰宅困難者に**支援の協力**を呼びかける

#### ○帰宅困難者の受入れ

- ・一時滞在施設以外でも、場所の確保が可能な事業所等は、**できる限り、帰宅困難者を受入れる**よう努める
- ・受入れる場合、上記の一時滞在施設に関するルールを行うよう努める

#### ○備蓄品の配布

- ・市から**備蓄品**を提供された事業所等は、**帰宅困難者**に対し、**配布**を行うよう努める
- ※**備蓄品の配布ルールを参照**のこと

#### ○帰宅困難者の協力

- ・事業所等は、**帰宅困難者と協力し、備蓄品の配布や要援護者の支援**を行う

### ◆要援護者・傷病者の対応ルール

#### ○要援護者、傷病者への優先的対応

- ・事業所等は、**要援護者、傷病者**に対し、優先的に対応する

#### ○外国人、高齢者等への情報提供

- ・事業所等は、外国人、高齢者等の**情報弱者**に対する情報伝達手段を確保し、**情報提供**を行うよう努める



## 地域の対応ルール【津波版】

### ルールの位置づけ

本ルールは、発災時に、津波警報、大津波警報の発表および避難勧告、避難指示が発令された場合の「地域の対応ルール」である

### 津波避難の基本的な考え方

#### 1 より早く、より高い場所へ避難する

①海拔5m以上の高台、又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難する

※指定した津波避難施設にこだわらない

#### 2 平常時からの準備及び普及啓発の実施

災害時は、個人や組織で行動することの自助が基本  
(※「事業継続計画(BCP)」の策定が重要)

#### 3 適切な情報提供

情報提供ツールの拡充

### 用語の定義

事業所等	横浜駅周辺地区の事業所及び鉄道事業者
防災情報Eメール	横浜市から津波警報等や緊急なお知らせなどの防災情報をEメールで配信するもの(あらかじめ登録が必要)
緊急速報メール	携帯電話各社(NTTドコモ、au、SoftBank)が配信エリア内にある携帯電話(緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る)に情報を提供するサービスを活用し、横浜市が緊急的な情報を配信するもの
津波警報伝達システム	気象庁から発表される津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報、避難勧告・指示等の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステム
津波避難施設	津波から逃れるための場所として、横浜市が指定した施設

### 運用事業所等

- 横浜駅西口振興協議会
- 横浜駅東口振興協議会
- 横浜駅西口建築物等総合共同防火管理協議会
- 横浜駅東口建築物等共同防火・防災管理協議会
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 相模鉄道(株)横浜駅
- 京浜急行電鉄(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)横浜駅
- 横浜高速鉄道(株)横浜駅
- 横浜市営地下鉄(横浜市交通局)横浜駅
- 神奈川県青木第二自治会町内会連合会神奈川県鶴屋町町内会
- 西区第5地区自治会連合会西区高島自治会



## 0. 平常時

### ◆事前準備のルール

#### <事業所等>

#### ○事前の体制づくり

・事業所等は、津波・大津波警報発表および避難勧告・指示発令時に自社従業員及び来街者の安全を確保できるよう、**あらかじめ避難場所、主たる避難経路、避難手段を決めておく**

・事業所等は、自社従業員等が発災後に**津波避難等への対応ができるような体制(従業員指揮者、津波関連情報提供担当者、誘導担当者等)を決めておく**よう努める

・事業所等は、**情報入手手段、情報伝達手段及び情報伝達文(内容)を事前に整理**しておくよう努める

・事業所等は、地震発生時における津波・大津波警報、避難勧告・指示等が確認できる**複数の情報入手手段の確保**に努め、従業員に周知しておく

・事業所等は、津波・大津波警報発表および避難勧告・指示発令時に避難誘導を行う従業員に対して指示を行うための**通信手段(移動系無線等)の確保**に努める

・事業所等は、本ルールを実行できる様、**あらかじめ必要な事項を「事業継続計画(BCP)」、「企業の防災計画」に定め**、従業員に周知しておくよう努める

・事業所等は、BCPや防災計画に定めた事項が適切に実施できるよう、**避難訓練(避難誘導訓練)や研修の実施**に努める

#### <従業員>

#### ○事前の心構え、情報確認

・従業員は、津波・大津波警報、避難勧告・指示等が出されない場合でも、大きな地震の揺れを感じたときは、**避難行動をとる心構え**をしておく

・従業員は、津波発生時に迅速に避難及び避難誘導ができるよう横浜市が配信している「**防災情報Eメール**」の登録に努める

・従業員は、津波避難マップや避難対象区域図により、**自分がいる場所の高さを確認し、近隣の津波避難施設や高台の位置、及び主たる避難経路を確認**しておく

## 1. 津波警報等発表・避難勧告等発令直後

### ◆津波警報・大津波警報発表、避難勧告・避難指示発令直後のルール

#### ○初動体制の確立

・BCPや防災計画に定めた**役割に基づき行動を開始**する

#### ○情報収集

・テレビ、ラジオなどで、津波・大津波警報および避難勧告・指示など**災害関連情報の確認**を行う

・防災情報Eメール、緊急速報メール、津波警報伝達システム、サイレン、広報車等により**避難勧告・指示が発令されたかの確認**を行う

・**施設や従業員の被災状況等に関する情報を収集**する

・従業員は、津波・大津波警報、避難勧告・指示が出た場合は、**迷わず直ちに避難行動を開始**する

#### ○情報提供

・事業所等は、館内放送等により、従業員及び来街者へ、津波・大津波警報、避難勧告・指示等の**津波関連情報を適宜提供**するよう努める。また、**従業員に対して、避難誘導を実施するよう指示**する

#### ○来街者の避難誘導

・場所の確保が可能な事業所等は**3階以上の場所へ避難**するよう促す

・場所の確保が出来ない事業所等は、**津波避難施設、もしくは近隣の高所へ避難**するよう促す

※避難誘導に際しては、**来街者に避難を促すとともに、従業員等も3階以上の場所へ避難**する

#### ○避難後の対応

・テレビ、ラジオなどで、**災害関連情報、鉄道などの運行情報等**を来街者に対して、**情報提供**するよう努める

## 2. 解除後

### ◆津波警報、大津波警報、避難勧告、避難指示解除後のルール

#### ○情報提供

・事業所等は、**津波警報等が解除されたことを来街者に伝える**よう努める

※状況に応じて、地域の対応ルールの「2. 滞留者対応、徒歩帰宅者対応」、「3. 帰宅困難者対応」に移行する



# 備蓄品の配布ルール

## ルールの位置づけ

本ルールは、帰宅困難者に対して備蓄品を配布する際のルールであり、「地域の対応ルール」における備蓄品の配布に関する事項を補完するものである

## 1. 発災後

### ◆協力体制のルール

- ・事業所等は、従業員の状態や建物の安全性など帰宅困難者の受け入れが可能かを確認し、受け入れの判断を行う
- ・備蓄品の配布は、事業所等のみならず、地域が連携・協力しながら、円滑な実施に努め、必要に応じて、来街者等への協力の呼びかけを行う
- ・建物の損壊等により、帰宅困難者の受入れや配布できない状況にある場合は、近隣の受入れ可能な建物に備蓄品を移動するなど、連携を図る

### ◆配布判断のルール

- ・公共交通機関の運行再開の見込みがなく、当地域において一泊せざるを得ない状況（おおむね19時から20時頃を目安）の際に配布する

### ◆配布作業のルール

- ・帰宅困難者一人当たりに配布する備蓄品は、食料1食及び水1缶（350ml）を基本とする
- ・生理用品、おむつおよび毛布など使用者が限られる備蓄品については希望者のみに配布する
- ・備蓄品は、帰宅困難者に対して配布※することを原則とする  
（ただし、疲労が著しい滞留者や高齢者、乳幼児などにあつては、この限りではない）

※徒歩帰宅可能範囲は、おおむね10kmから20km以内と伝えるとともに、徒歩帰宅可能者には、徒歩帰宅支援マップを配布する

- ・配布に関しては、要援護者、傷病者に優先的に配布する

※『現在、神奈川県が、神奈川県内で統一した備蓄品の配布に関するルールを検討中です。県内での統一ルールが発表された場合には、内容の調整をします。』



# 津波避難マップ【横浜駅西口版】

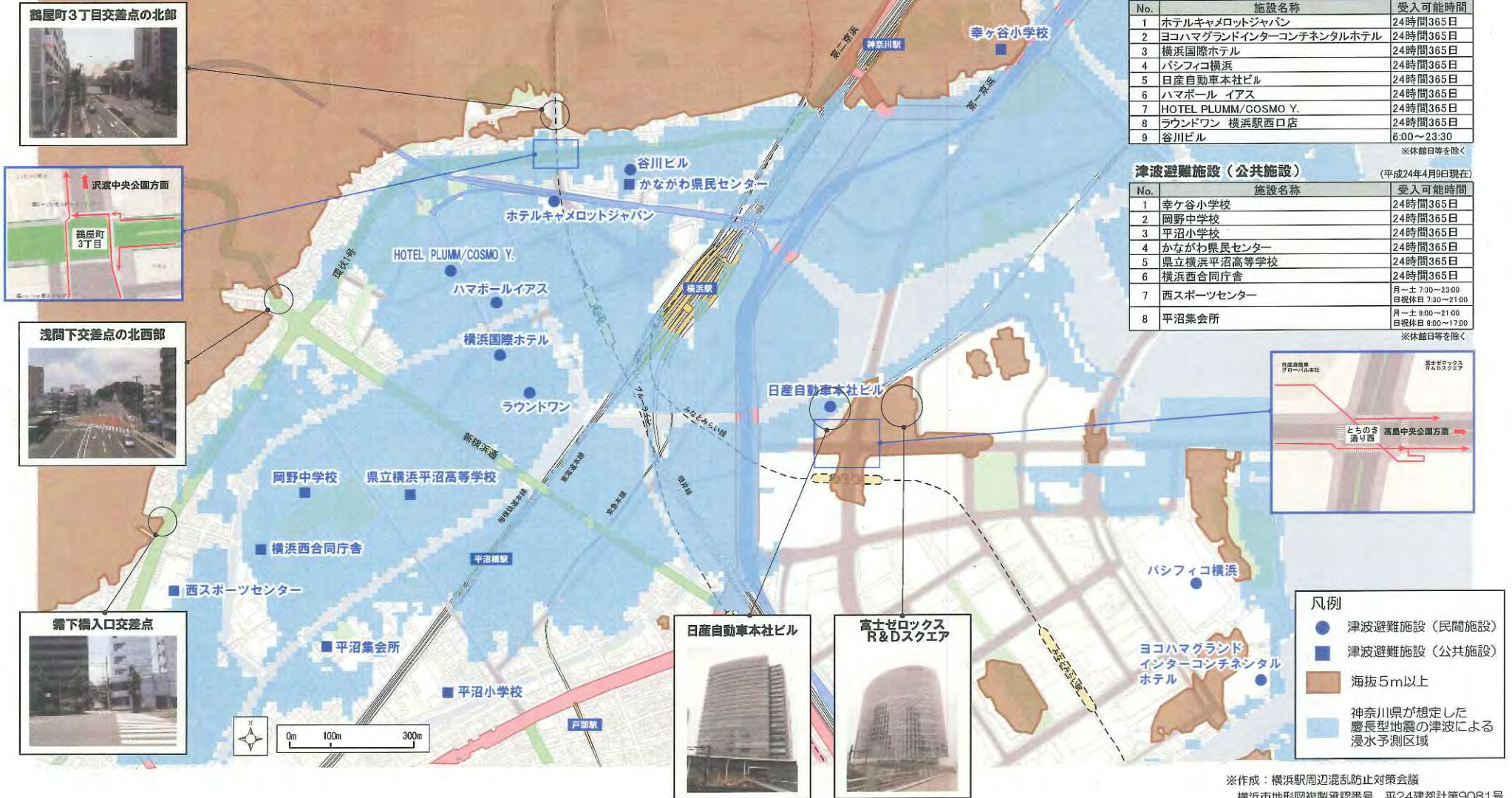
## 津波から身を守るために（避難の考え方）

（「津波からの避難に関するガイドライン」より）

- 本市では、津波警報が出た場合は避難勧告、大津波警報が出た場合は避難指示を発令することとします。地震の揺れを感じた場合などは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手しましょう。
- 津波から避難する際は、**海拔5m以上の高台**、又は、**鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上**を目安に避難してください。
- 地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難することを判断し、荷物を取りに行ったりせず、走れる場合は走って避難することを心がけてください。
- 車を使わずに避難できる方は車を使用しないでください。
- すぐに避難することが最も重要ですが、その場その場の状況で、できる「助け合い」を行ってください。

※この図に示す津波の浸水予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の津波発生時には、浸水予測よりも広い範囲が浸水する場合があります。

※津波から避難する際は、**海拔5m以上（茶色着色部分）の高台**、又は、**鉄筋コンクリートもしくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上**を目安に避難してください。





# 津波避難マップ【横浜駅西口版】

※この図に示す津波の浸水予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の津波発生時には、浸水予測よりも広い範囲が浸水する場合があります。

※津波から避難する際は、海拔5m以上（茶色着色部分）の高台、又は、鉄筋コンクリートもしくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難してください。

## 津波避難施設（公共施設）

(平成24年4月9日現在)

No.	施設名称	受入可能時間
2	岡野中学校	24時間365日
4	かながわ県民センター	24時間365日
5	県立横浜平沼高等学校	24時間365日
6	横浜西合同庁舎	24時間365日

※休館日等を除く

## 津波避難施設（民間施設）

(平成24年4月9日現在)

No.	施設名称	受入可能時間
1	ホテルキャメロットジャパン	24時間365日
3	横浜国際ホテル	24時間365日
6	ハマボール イース	24時間365日
7	HOTEL PLUMM/COSMO Y.	24時間365日
8	ラウンドワン 横浜駅西口店	24時間365日
9	谷川ビル	6:00~23:30

※休館日等を除く



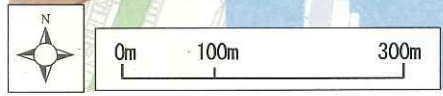
鶴屋町3丁目交差点の北部



浅間下交差点の北西部



霜下橋入口交差点



- 凡例
- 津波避難施設（民間施設）
  - 津波避難施設（公共施設）
  - 海拔5m以上
  - 神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測区域

※作成：横浜駅周辺混乱防止対策会議  
横浜市地形図複製承認番号 平24建都計第9081号



# 津波避難マップ【横浜駅東口版】

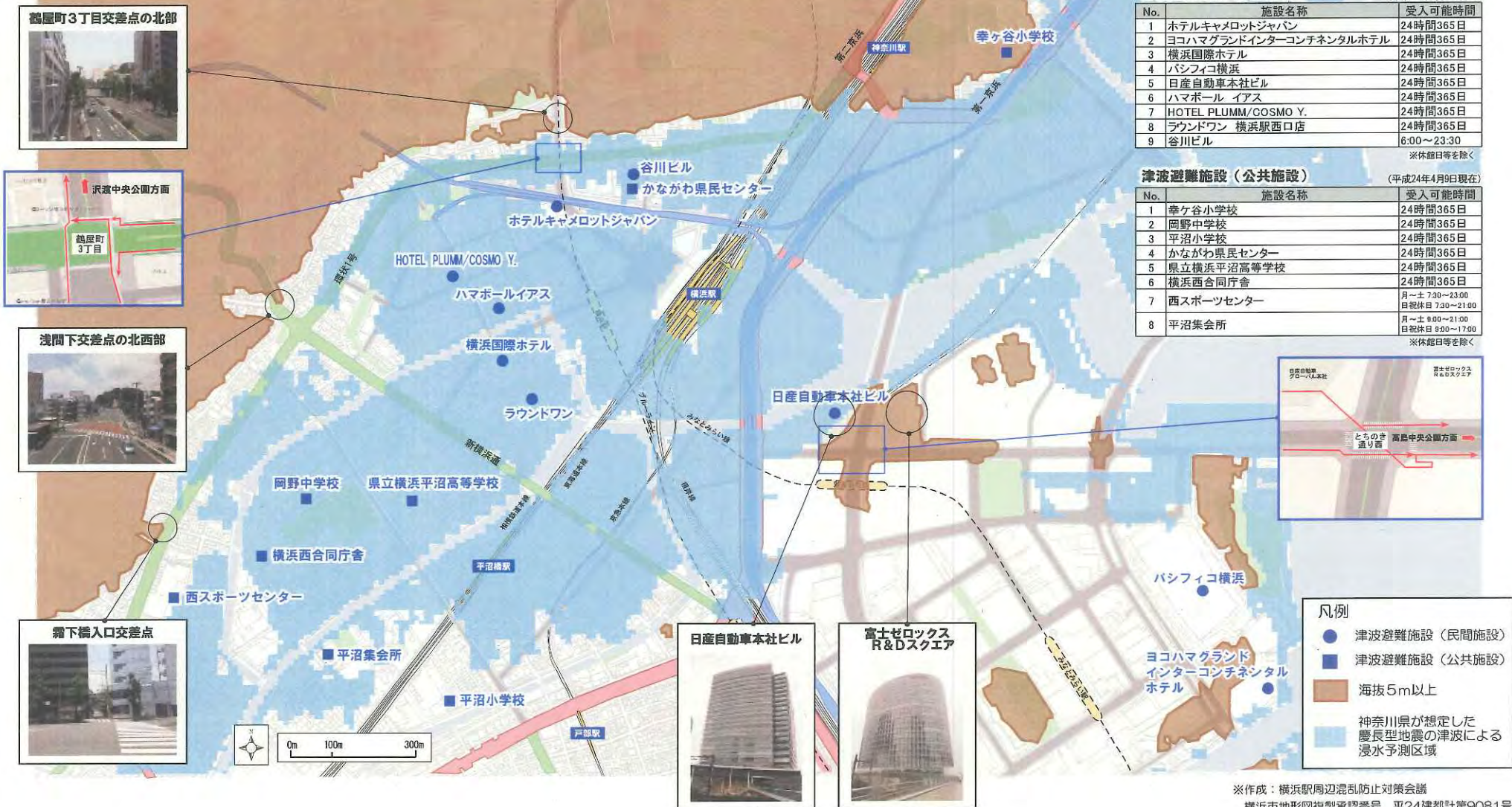
## 津波から身を守るために（避難の考え方）

（「津波からの避難に関するガイドライン」より）

- 本市では、津波警報が出た場合は避難勧告、大津波警報が出た場合は避難指示を発令することとします。地震の揺れを感じた場合などは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手しましょう。
- 津波から避難する際は、**海拔5m以上の高台**、又は、**鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上**を目安に避難してください。
- 地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難することを判断し、荷物を取りに行ったりせず、走れる場合は走って避難することを心がけてください。
- 車を使わずに避難できる方は車を使用しないでください。
- すぐに避難することが最も重要ですが、その場その場の状況で、できる「助け合い」を行ってください。

※この図に示す津波の浸水予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の津波発生時には、浸水予測よりも広い範囲が浸水する場合があります。

※津波から避難する際は、**海拔5m以上（茶色着色部分）の高台**、又は、**鉄筋コンクリートもしくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上**を目安に避難してください。





# 津波避難マップ【横浜駅東口版】

津波避難施設（民間施設） (平成24年4月9日現在)

No.	施設名称	受入可能時間
2	ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル	24時間365日
4	パシフィコ横浜	24時間365日
5	日産自動車本社ビル	24時間365日

※休館日等を除く

※この図に示す津波の浸水予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の津波発生時には、浸水予測よりも広い範囲が浸水する場合があります。

※津波から避難する際は、海拔5m以上（茶色着色部分）の高台、又は、鉄筋コンクリートもしくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難してください。

日産自動車本社ビル



富士ゼロックス R&Dスクエア



パシフィコ横浜



ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル



- 凡例
- 津波避難施設（民間施設）
  - 津波避難施設（公共施設）
  - 海拔5m以上
  - 神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測区域

